

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの約〇年間、A所在のB会社（以下「会社」という。）において、配管工として給排水工事等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、Cセンターに受診し、「肺がん」と診断され、さらに、同年〇月〇日、D病院に転医し、治療を続けていたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。死亡診断書には、直接死因「肺がん」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は石綿ばく露に起因して肺がんを発症したことが原因であるとして遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の肺がんの発症及びその死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者は、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断(意見)書及びG医師作成の同月〇日付け意見書から、平成〇年〇月〇日に原発性肺がんにより死亡したことが認められる。請求人は、被災者は長年にわたる石綿ばく露により肺がんを発症し、その発症は、業務によるものである旨主張しているところ、F医師も、被災者の石綿ばく露歴と肺がんの発症及び死亡との因果関係について、関連なしとはいえないと述べている。

(2) 石綿ばく露と肺がんの発症との因果関係については、「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)が定められており、当審査会としても認定基準を妥当なものとして判断するところ、認定基準においては、一部の石綿ばく露作業を除き、石綿ばく露作業歴のみをもって肺がんの発症との因果関係を認めるものではなく、石綿肺の所見等医学的な所見が必要とされている。

そこで検討すると、決定書理由に説示するとおり、被災者には、石綿肺、肺内の石綿小体または石綿線維、胸膜プラーク及びびまん性胸膜肥厚のいずれの所見も認められないところであり、当審査会としても、被災者の肺がんが石綿ばく露に起因するものと認めることは困難であると判断せざるを得ない。

したがって、上記肺がんによる被災者の死亡も、業務上の事由によるものと認めることはできない。

##### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。